

— 第4次 —
京田辺市
総合計画

◆
『まちづくりプラン』
分野別計画
◆

▶ 施策の体系

分野別の施策の体系を以下に示します。

| 〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】 | | |
|---|---|---|
| 基本方向 | 分野(関連する主なSDGs*) | 施策展開 |
| 地震や風水害などの自然災害に対し、防災・減災体制の強化や治水対策を推進するなど、災害に強いまちを目指します。 | 1 防災・減災   | (1)防災・減災・危機管理体制の強化 (2)災害に強いまちづくり |
| | 2 消防   | (1)消防体制の充実強化 (2)火災予防の充実強化 (3)救急救助体制の充実強化 |
| | 3 治水   | (1)河川整備・治水対策の促進 (2)小河川等の整備 |
| 市民、行政、警察との連携のもと、交通安全対策の推進や地域防犯対策を充実するなど、交通事故や犯罪のないまちを目指します。 | 4 交通安全・防犯・消費生活   | (1)交通安全対策の推進 (2)地域防犯対策の推進 (3)消費者被害対策の推進 |
| 性別や障がいのあるなし、国籍などにとらわれず、お互いの人権を認め合い、多様性を受け入れながら、だれもが平和に安心して暮らせるまちを目指します。 | 5 平和・友好交流   | (1)平和都市の推進 (2)国際交流の促進と外国人が暮らしやすいまちづくりの推進 |
| | 6 人権尊重・男女共同参画    | (1)人権教育・啓発の推進 (2)人権擁護体制の充実 (3)男女共同参画社会の実現 |
| | 〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】 | |
| | 基本方向 | 分野(関連する主なSDGs) |
| 木津川や甘南備山、まちなかの緑など、自然を守り育て、市民が自然にふれ合う機会を充実するなど、自然と共生し、豊かな自然環境を次世代につなぐまちを目指します。 | 1 自然環境・都市緑化   | (1)里山の緑の保全と再生 (2)公園の整備 (3)街なかで水や緑に親しむ環境整備 (4)市民協働による緑あふれるまちづくり |

※国際連合が持続可能な開発目標として掲げるSDGsと、市の総合計画とはその方向性において共通する部分が多く、総合計画の取組みを推進することで、SDGsの目標の達成に貢献することができると考えられることから、関連する主なアイコンを掲載しています。

〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】

| 基本方向 | 分野(関連する主なSDGs) | 施策展開 |
|---|---|--|
| ごみの減量化や省エネルギー、新エネルギーの推進により地球温暖化防止と循環型社会の実現に貢献するとともに、良好な都市景観の形成やまちの美化活動を促進するなど、環境に配慮した美しいまちを目指します。 | 2 都市景観・生活環境  | (1)良好な市街地景観の形成 (2)まちの美化 (3)水質・騒音等の監視 (4)不法投棄の未然防止 |
| | 3 地球温暖化対策・循環型社会  | (1)温室効果ガスの排出削減 (2)ごみ減量化・再資源化・適正処理の推進 (3)市民協働による環境施策の推進 |

〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】

| 基本方向 | 分野(関連する主なSDGs) | 施策展開 |
|--|--|--|
| 市民が自ら健康づくりに取り組むとともに、支え合いによる地域の絆を育むなど、だれもがいつまでも健康で自分らしく生きられるまちを目指します。 | 1 健康づくり  | (1)生涯を通じた健康づくりの推進 (2)健康管理の促進 (3)地域医療体制の充実 (4)感染症対策の推進 |
| | 2 地域福祉  | (1)地域ぐるみの福祉のまちづくり (2)地域福祉の推進体制の充実 (3)地域福祉活動拠点の充実 |
| | 3 高齢者福祉  | (1)高齢者の生活支援と介護予防の推進 (2)高齢者等に対する包括的な支援 (3)高齢者の社会参加と生きがいづくり |
| | 4 障がい者福祉  | (1)障がい者福祉サービスの充実 (2)障がいのある人の社会参加の促進 (3)障がい者団体の育成と支援 |
| | 医療、介護、年金など、生活の基盤となる社会保障制度のもとに、安定した生活を営み安心して暮らせるまちを目指します。 | 5 社会保障  |




〈4〉子育てしやすく未来を育む文化薫るまち【文化・教育】

| 基本方向 | 分野(関連する主なSDGs) | 施策展開 |
|--|---|---------------------------------|
| 子どもが生まれる前から子育てに寄り添い、仕事との両立を支援し、地域全体で子育てを支えるなど、安心して子どもを生み育てられ、すべての子どもが健やかに成長するまちを目指します。 | 1 子ども・子育て  | (1)妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援 |
| | | (2)子どもが健やかに育つ環境づくり |
| 確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。 | 2 就学前～小・中学校教育  | (1)子どもの健やかな成長を育む質の高い就学前教育・保育の推進 |
| | | (2)就学前教育・保育施設の整備 |
| | | (3)知・徳・体の調和と個性を伸ばす小・中学校教育の推進 |
| | | (4)社会の変化に対応する教育の推進 |
| | | (5)教育支援の充実と地域と学校の連携推進 |
| | | (6)学校施設の長寿命化と学校給食の充実 |
| 市民が文化に気軽にふれ、活動できる機会を充実するなど、京田辺らしい文化を創造し未来へ継承する、文化の薫るまちを目指します。 | 3 文化振興  | (1)文化にふれる機会の充実・文化活動の支援・人材育成 |
| | | (2)文化情報の発信 |
| | | (3)文化資源の活用 |
| | | (4)文化施設の整備と活用 |
| 市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。 | 4 社会教育  | (1)青少年の健全育成 |
| | | (2)生涯学習の機会の充実・活動支援・人材育成 |
| | | (3)生涯学習拠点機能の充実 |
| | 5 スポーツ振興  | (1)生涯スポーツの機会の充実・活動支援・人材育成 |
| | | (2)スポーツによるまちの魅力づくり |
| | | (3)スポーツ・レクリエーション活動拠点の充実 |

〈5〉活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

| 基本方向 | 分野(関連する主なSDGs) | 施策展開 |
|--|---|---|
| <p>自然と調和したコンパクトな都市構造と、道路網、鉄道網やバス路線のネットワークを充実するなど、だれもが便利に暮らせるまちを目指します。</p> | 1 土地利用・市街地整備  | (1)計画的な土地利用とコンパクトシティの推進 (2)市街地の整備・再生 (3)文化学術研究都市拠点の整備促進 |
| | 2 道路・公共交通   | (1)道路の整備促進 (2)持続可能な地域公共交通ネットワークの形成 (3)駐輪場対策 (4)バリアフリー化の推進 (5)北陸新幹線新駅の整備促進 |
| | 3 都市環境   | (1)住宅地の環境整備 (2)市営住宅の維持管理 (3)市営墓地の運営等 (4)安全で安定的な水道水の確保と省エネルギー対策の推進 (5)下水道の整備 (6)その他の汚水処理 (7)持続可能な上下水道事業の経営 |
| | 4 農業   | (1)安定的な担い手の育成 (2)特産品の振興と販路開拓 (3)幅広い食育・地産地消の推進 (4)農地の保全と多様な活用 |
| | 5 商工業・観光・企業立地   | (1)商工業の担い手の支援・育成と経営支援の強化 (2)商業施設等が集積した便利で魅力ある空間形成 (3)市民・企業の連携強化 (4)観光資源の開発と広域的な観光施策の推進 (5)産学連携による新産業の創出 (6)利便性を生かした企業立地の促進 |
| <p>上下水道をはじめとした都市基盤の長寿命化など、将来にわたって、だれもが快適に暮らせるまちを目指します。</p> | | |
| <p>地域の特性を生かして、農業、商業、工業、観光の活性化を図るとともに、各産業間の連携や企業立地を促進するなど、市民とのつながりのなかで、多様な働き方ができ、産業が持続的に発展するまちを目指します。</p> | | |

〈6〉まちづくりプランの推進のために【市民協働・行財政運営】

| 基本姿勢 | 分野(関連する主なSDGs) | 施策展開 |
|---|--|---|
| <p>＜魅力発信・参画と人のつながりによるまちづくりの推進＞</p> <p>市内外へまちの魅力を発信しイメージを高めることにより、まちへの誇りと愛着を育むとともに、様々な分野での交流を促進することで、まちの活性化に取り組みます。</p> <p>市民、事業者、大学、区・自治会、NPO、各種団体などと行政が市民生活やまちづくりに関わる情報を共有し、連携を深めることで、それぞれの役割と責任を果たしながら、参画と協働によるまちづくりを進めます。</p> <p>「まちづくりは人づくり」を基本に、だれもが郷土愛をもって、まちづくりの主体的な担い手となり、人と人のつながりを育みながら、お互いに支え合うまちを目指します。</p> <p>広域的な課題解決のほか、本市の強みをさらに生かしていくため、関係自治体との連携を強化することにより、効果的・効率的な施策の実施に取り組みます。</p> | <p>1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動の推進</p>  | <p>(1) 広報広聴の充実とまちの魅力発信</p> <p>(2) 開かれた市政の推進</p> <p>(3) 市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化</p> <p>(4) 活動拠点の充実</p> |
| | <p>2 交流・連携の推進</p>  | <p>(1) 大学等との交流・連携推進</p> <p>(2) 広域行政・都市間交流等の推進</p> |
| | <p>3 持続可能な行財政運営の推進</p>  | <p>(1) 効率的・効果的な行政運営の推進</p> <p>(2) 職員の人材育成</p> <p>(3) 持続可能な財政運営の推進</p> <p>(4) 公共施設マネジメントの推進</p> |
| <p>＜持続可能な行財政運営の推進＞</p> <p>複雑多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを効率的に提供するため、市民への説明責任を果たしながら、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点をより一層重視し、限られた財源の有効活用や、公共施設マネジメントを推進するなど、持続可能な行財政運営に取り組みます。</p> <p>事業者や大学などの民間活力やノウハウを活用し、効率的で質の高いまちづくりを進めます。</p> <p>行政内部においては、職員一人ひとりの能力を向上させるとともに、チームワークを強化し、行政サービスの向上に取り組みます。</p> | | |

〈1〉

安全で心安らぐ
優しいまち

【安全・安心】

〈1〉安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

1 防災・減災

〈現状と課題〉

- 国内では、東日本大震災や熊本地震などの大地震、集中豪雨や大型の台風などによる災害が各地で発生しています。
- 本市では、天井川や内水河川による水害の危険性、木津川などの浸水、生駒断層や南海トラフなどによる大地震の恐れがあります。
- これまで、避難所運営訓練などを実施し、地域版防災マップの策定を進めるとともに、発災時には、防災メールや電話、FAXなど様々な手段を用いて情報提供に努めてきました。
- 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みが急務となっています。
- 木造住宅への耐震診断士の派遣、耐震改修費補助を進めるとともに、橋梁や上下水道施設などインフラの耐震化を進めています。

〈基本方針〉

- 市民、行政、関係機関が連携して適切に対応する防災・減災体制の強化に努めるとともに、迅速・確実な防災情報の伝達と地域防災力の強化、災害ボランティアセンターとの連携をより密にするなど、危機管理体制の強化を図ります。また、災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進します。
- 木造住宅の耐震化を促進し、橋梁や上下水道施設などインフラの耐震化を進め、災害に強いまちづくりを進めます。
- いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、国土強靱化の取組みを推進します。



避難所運営訓練

Ⅰ 施策展開

1 防災・減災・危機管理体制の強化

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------------|---|----------|
| 防災・減災・危機管理事業 【重点Ⅱ-2,Ⅱ-3】 | 避難所運営訓練の実施、自主防災組織の育成支援、防災士資格取得支援、防災情報伝達の充実と避難環境の整備による地域防災力の強化。職員の訓練や研修などによる庁内体制の充実。災害ボランティアセンターなど関係機関と連携した広域受援体制の整備 | 安心まちづくり室 |
| 防災広場整備事業 【重点Ⅱ-6】 | 京奈和自動車道田辺西IC西側における災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進 | 安心まちづくり室 |

2 災害に強いまちづくり

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------|---|----------------|
| 住宅耐震化等促進事業 | 木造住宅耐震診断士派遣、耐震改修費補助及びブロック塀などの撤去費補助事業の実施 | 開発指導課 |
| 橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業 | 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の補修工事を行うとともに、跨道橋及び跨線橋について、耐震補強及び落橋防止対策を行うことにより、道路交通の安全を確保し、また維持管理経費を節減 | 施設管理課 都市整備課 |
| 老朽水道管更新事業 (再掲) | 水道管の老朽化更新に合わせた耐震性の強化により、地震時の応急復旧期間を短縮するため、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)を中心に更新などを推進 | 上水道課 |
| 水道施設維持管理事業 (再掲) | 水道施設の耐震化を進め、災害時でも安定して給水できる強い水道を構築。ポンプや電気設備の更新時における省エネルギー、高効率機器の導入を推進 | 上水道課(薪浄水場) |
| 下水道施設長寿命化事業 (再掲) | 下水道施設の老朽化対策を進め、施設の長寿命化を図るとともに、耐震性を強化 | 下水道課 |

Ⅰ 関連計画

- 京田辺市地域防災計画
- 京田辺市建築物耐震改修促進計画
- 京田辺市橋梁長寿命化修繕計画
- 京田辺市水道ビジョン
- 京田辺市下水道ビジョン
- 京田辺市国土強靱化地域計画

〈1〉安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

2 消防

〈 現 状 と 課 題 〉

- 複雑多様化する災害や事故から市民の安全を守るため、高機能消防指令システムや耐震性防火水槽の設置、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図っています。
- 人口増加、企業の進出などにより高まる火災予防の重要性、災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要です。
- 地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要です。
- 高齢化の進展などにより、市内の救急出場回数は増加傾向にあります。

〈 基 本 方 針 〉

- 消防体制の充実強化のため、常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高めるとともに、市民や事業所の防火意識の高揚を図ることによって火災予防を進めます。
- 救急救助体制の充実強化のため、救急救命士の育成とともに、市民に対して心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)*の取扱いなど、救命処置の普及を進めます。



水防訓練

*『自動体外式除細動器(AED)』Automated(自動化された)External(体外式の)Defibrillator(除細動器)

Ⅰ 施策展開

1 消防体制の充実強化

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 消防体制検討事業 | まちづくりの状況や人口状況及び変化する災害状況などを考慮した消防体制の検討 | 消防総務課 |
| 消防団育成・強化事業 【重点Ⅱ-3】 | 消防団員の加入促進、消防に必要な知識技術の習得、小型動力ポンプ付積載車の更新整備など、消防団組織の充実と育成、強化を推進 | 消防総務課 |
| 消防資機材充実事業 | 複雑多様化する災害に迅速に対応するため、消防施設や消防資機材の充実を図り、常備消防力を強化 | 警防課 |
| 耐震性防火水槽整備事業 | 地震に伴う火災発生時の対応として、整備計画に基づき、耐震性防火水槽を整備 | 警防課 |
| 消防車両購入事業 | 人口増加や複雑多様化する火災などに、迅速に対応するため、更新計画に基づき消防車両を更新し、常備・非常備消防力を強化 | 警防課 |
| 消防指令システム部分更新事業 | 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線の部分更新、指令台のIP化 | 通信指令室 |

2 火災予防の充実強化

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------|---|-----|
| 防火防災啓発事業 | 火災予防を推進するため、各種広報媒体などを活用した広報を実施。住宅火災における焼死者などを無くすことを目的として、火災を早期発見できる住宅用火災警報器の設置促進。事業所の防災力を向上 | 予防課 |
| 防火意識啓発事業 | 防火査察・広報活動など防火啓発による、市民・事業所の防火意識の高揚を推進 | 消防課 |

3 救急救助体制の充実強化

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|--|-----|
| 消防職員技能向上事業 | 救急救助活動体制の充実強化に向け、救急救命士の養成をはじめ、各種資格取得や技能講習などの受講、各種訓練を実施し、消防職員の知識・技能を向上 | 警防課 |
| 応急手当普及啓発事業 | 市民や事業所などに対して、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の取扱いなど、普通救命講習、上級救命講習などを実施し、救命処置の普及を推進 | 警防課 |

〈1〉安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

3 治水

〈現状と課題〉

- 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えています。
- 近年の局地的大雨や大型の台風は、従来の想定をはるかに超えたものとなっており、市民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進める必要があります。

〈基本方針〉

- 天井川の切下げ改修や断面拡幅などによる河川整備や、樋門改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進します。
- 市内各所に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進めます。



河川改修(遠藤川)

施策展開

1 河川整備・治水対策の促進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|--|---------|
| 内水排除対策等促進事業 | 木津川の堤防補強、防賀川の改修、天津神川の拡幅、馬坂川の切下げなどの河川整備や、新西浜樋門の整備、飯岡久保田樋門への強制排水ポンプ設置などの内水排除対策に関する、国・京都府など関係機関への要望及び協議 | 建設政策推進室 |

2 小河川等の整備

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 河川改修事業 【重点Ⅱ-7】 | 水害からの安全性の確保に向けて、安全・安心のまちづくりの骨格をなす都市基盤施設である小河川(吉原川)についての整備改修 | 都市整備課 |
| 排水路整備事業 | 安心して暮らせる住環境整備として、近年の豪雨に対応するため、草内美泥、興戸地区などの排水路を整備 | 都市整備課 |

関連計画

- 京田辺市国土強靱化地域計画



排水路整備(草内美泥)

〈1〉安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

4 交通安全・防犯・消費生活

〈現状と課題〉

- 市内の交通事故の発生は、減少傾向にありますが、交通管理者や地域住民などと情報共有を図りながら、交通事故「ゼロ」を目標に取り組むことが必要です。
- 駅周辺などにおける防犯カメラの設置、地域の要望に応じた防犯灯の設置など、地域防犯対策について、さらなる充実が求められています。
- 消費者問題の複雑多様化に対して、消費生活相談室を設置し、周知・啓発活動を進めてきました。近年、金融商品やインターネットに関するトラブル、高齢者が巻き込まれる詐欺事件などが増加傾向にあり、消費者被害の未然防止の取り組みが必要です。

〈基本方針〉

- 警察や関係行政機関と連携のもと、本市で発生した交通事故を調査、分析し、効果的な対策を実施します。特に、子どもや高齢者を交通事故から守るため、市民や学校など、関係団体と情報共有を図りながら、交通安全対策を推進します。
- 市民、行政、警察の連携のもと、街頭犯罪を抑止できる地域防犯体制の充実と、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯環境の整備により、地域防犯対策を推進します。
- 消費生活相談体制の充実によって消費者の権利の尊重と自立の支援に取り組むとともに、生産者、事業者、行政の連携を図るなど、消費者被害対策を推進します。

施策展開

1 交通安全対策の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------|--|-------|
| 交通安全対策事業 | 交通安全啓発事業の推進、啓発看板などの作成、警察や関係行政機関と連携した交通安全対策の実施。また、公共交通の利用促進や道路交通などの安全性向上に向けた市民の自主的な取り組みへの支援 | 計画交通課 |

2 地域防犯対策の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------|---|----------|
| 防犯推進事業 【重点Ⅱ-4】 | 警察などの関係機関・団体、防犯ボランティアと連携した防犯啓発活動による地域防犯力の強化。防犯情報の発信による啓発、防犯カメラ、防犯灯の設置などの防犯環境の整備 | 安心まちづくり室 |

3 消費者被害対策の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 消費者行政推進事業 | 消費生活トラブルの被害の未然防止のための、消費生活相談体制の充実、消費者意識の啓発(各種講座、消費生活展の開催など)、消費者団体の育成を支援。高齢者を見守る地域の連携ネットワーク構築への参画 | 産業振興課 |



防犯啓発活動

〈1〉安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

5 平和・友好交流

〈 現 状 と 課 題 〉

- 本市は、平成23年(2011)に非核平和都市宣言を行うとともに、平和首長会議へ加盟しました。また、小・中学生対象のひろしま訪問事業のほか、平和のつどい・平和展を開催するなど取組みを進めています。
- 戦争体験者が高齢化しているなかで、後世へ語り継ぐ取組みが必要です。
- 市民の国際理解の推進のため、国際交流員の配置や、同志社大学と連携した市民と留学生との交流事業、同志社女子大学と連携した国際交流プロモーターを活用した子ども同士の交流などに取り組んでいます。
- 同志社大学グローバルコミュニケーション学部の開設などにより、留学生が増加したことに加え、近年、技能実習を目的とした外国人住民も増加傾向にあることから、多文化交流による相互理解の促進や外国人が暮らしやすい環境づくりが求められています。

〈 基 本 方 針 〉

- 戦争の記憶を風化させず、平和の尊さを広く市民に訴えていくため、平和都市推進協議会と連携を図りながら、各種平和施策を推進します。
- 市民が行う国際交流の取組みへの支援などを通じて、交流の輪を拡げ、市民の国際理解の促進に努めるとともに、行政情報の「やさしい日本語」化や多言語化など、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

施策展開

1 平和都市の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------|---|-----|
| 平和都市推進事業 | 市民の平和意識の高揚などを目的とし、平和都市推進協議会との共催により平和のつどい、平和展、小・中学生ひろしま訪問事業などを実施 | 総務室 |

2 国際交流の促進と外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------|---|-------|
| 友好交流事業 | 海外都市との交流を積極的に進めることにより、市民とりわけ子どもたちの国際理解、国際感覚を醸成。「やさしい日本語」化や多言語化によるわかりやすい情報発信などを通じ、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進 | 市民参画課 |



小・中学生ひろしま訪問

〈1〉安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

6 人権尊重・男女共同参画

〈 現 状 と 課 題 〉

- 人権問題研修会や小・中学校などでの人権に関する校内研修会の実施など、人権教育・啓発を進めるとともに、市民相談などの人権擁護の取組みを進めています。
- 社会変化に対応した新たな人権問題への対応など、多様性を受け入れられるよう、さらに取組みを進める必要があります。
- 男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、意識啓発を進めるとともに、女性交流支援ルームを活用した様々な事業を展開しています。
- 性別に基づく固定的な役割分担意識が根強くあることから、男女共同参画意識のさらなる啓発が重要です。また、働き方改革*の取組みとして、ワーク・ライフ・バランスを確立できる環境づくりが求められます。

〈 基 本 方 針 〉

- 人権意識の高揚を図るとともに、生涯を通じて人権の大切さを学ぶ人権教育・啓発を推進します。また、新たに生じている様々な人権問題に対応する施策を推進します。
- 人権侵害をはじめとする様々な相談に、迅速に対応ができるよう、人権擁護体制を充実します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、市民への意識啓発を行うとともに、市民、事業者、行政などによる全市横断的な推進体制の強化に努めます。



カジダン(家事男子の略)講座

*『働き方改革』働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを旨とした取組み

施策展開

1 人権教育・啓発の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|--|------------------|
| 人権啓発推進事業 | 同和問題をはじめ、障がいのある人、外国人、性的少数者などに対する差別などのあらゆる人権問題を解決するため、ヒューマン映画上映会・人権問題研修会など人権教育と啓発を実施 | 人権啓発推進課 |
| 人権教育推進事業 | 人権に関する学習活動、人権に関する講演会であるハートフルフェスタの開催、各幼稚園の園児、小・中学校の児童生徒が作成した人権に関する作品展の開催 | 社会教育課 人権啓発推進課 |
| 三山木福祉会館運営事業 | 人権と福祉のまちづくりの拠点施設として三山木福祉会館を活用し、地域交流を通じた住民間相互理解を深める取組み、人権尊重のための講座開催及び広報啓発活動、各種生活相談などを実施 | 人権啓発推進課 |

2 人権擁護体制の充実

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------|---|---------|
| 市民相談事業 | 人権擁護委員・行政相談委員による「なやみごと相談」、弁護士による「無料法律相談」、職員による「各種相談」の実施 | 人権啓発推進課 |

3 男女共同参画社会の実現

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------|---|---------|
| 男女共同参画推進事業 【重点I-5】 | 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、市民、事業者、行政が連携した家庭、地域、学校、職場における取組みの促進、男性の家事・育児参画促進など、ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進。活動拠点整備に向けた検討 | 人権啓発推進課 |
| 女性交流支援ルーム運営事業 | 男女共同参画を推進するための拠点施設として、情報ライブラリー、交流スペース、女性のための相談室を備えた女性交流支援ルームを運営。各種相談の実施、関係団体を対象とした情報交換の場の提供や団体の育成 | 人権啓発推進課 |

関連計画

- 京田辺市人権教育・啓発推進計画
- 京田辺市男女共同参画計画

〈2〉

緑に包まれた
美しいまち

【緑】

〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】

Collaboration!

1 自然環境・都市緑化

〈 現 状 と 課 題 〉

- 本市は、甘南備山の緑や木津川の水辺空間をはじめとした豊かな自然環境に恵まれています。
- 一方で、放置林、放置竹林などによる自然環境への影響が懸念されており、市民、事業者、行政が一体となった取組みが必要です。
- 府農業総合研究所跡地において、農福連携をテーマとした公園の整備を進めるとともに、「水辺の散策路」の整備を進めています。
- すてきなまちなみ支援事業により、市民協働による緑化活動や公園美化活動を促進しています。
- これからも本市の魅力である、緑あふれるまちづくりを推進していくことが求められています。

〈 基 本 方 針 〉

- 市民、事業者、行政が協働して、甘南備山をはじめとする里山の緑の保全と再生に向けた取組みを促進します。
- 引き続き、農福連携をテーマとした公園の整備や計画的な公園施設の更新を進めるとともに、街なかで水や緑に親しむ環境整備を進め、市民の健康づくりを促進します。
- 市民協働により、公園や緑地、生垣など、身近なまちなかの緑化に取り組み、緑あふれるまちづくりを推進します。
- 街路や緑地など、身近なまちなかの緑を適正に管理する維持管理手法の検討を進めます。



甘南備山とかかし

Ⅰ 施策展開

1 里山の緑の保全と再生

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------|---|-----|
| 森林保全事業 | 薪甘南備山の豊かな自然環境を守り育てるため、生活環境保全林の維持管理、市造林地の間伐、モデルフォレスト運動を実施。森林環境譲与税を財源とした基金による人工林整備の検討 | 農政課 |

2 公園の整備

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------|---|---------------------------|
| 田辺公園拡張整備事業 【重点V-1】 | 子どもから高齢者、障がいのある人まですべての市民が交流できる拠点として、また障がいのある人が公園の管理や運営に携わることで、社会的自立を支援する拠点となる農福連携をテーマとした公園の整備 | 緑のまちづくり室 障がい福祉課 農政課 |
| 公園施設長寿命化対策事業 | 公園施設長寿命化対策計画に基づき、公園施設の更新を適正な時期に行い、施設を長寿命化することで維持管理費のコストを縮減 | 緑のまちづくり室 |

3 街なかで水や緑に親しむ環境整備

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------------|--|-------------------|
| 水辺の散策路環境整備事業 【重点V-1】 | 緑を楽しみ水辺に憩いながら、ウォーキングを通じた健康づくりが広がるように水辺の散策路の整備を推進 | 緑のまちづくり室 健康推進課 |

4 市民協働による緑あふれるまちづくり

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------------|--|-------------------|
| 緑化推進事業 | 公共緑地の保全と緑化意識の啓発やコミュニティぐるみの緑化に関する取組み(市民記念植樹祭、誕生記念樹配布など)を促進するとともに、適正な維持管理手法を検討 | 緑のまちづくり室 施設管理課 |
| 生垣設置奨励補助事業 | 道路、公共施設や公益施設などに面して設置される生垣の設置費用を助成 | 緑のまちづくり室 |
| すてきなまちなみ支援事業 【重点V-1】 | 市民協働による身近な公園や緑地の維持管理を推進 | 施設管理課 緑のまちづくり室 |

Ⅰ 関連計画

- 京田辺市緑の基本計画
- 京田辺市公園施設長寿命化対策計画

〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】

Collaboration!

2 都市景観・生活環境

〈 現 状 と 課 題 〉

- 本市では、新たなまちづくりに合わせ、地区計画により良好な市街地景観の形成を促進しています。
- 市民一斉清掃を実施するなど、市民協働によるまちの美化活動を推進しています。
- 水質、騒音などの環境調査や、市内河川の水質検査などを継続的に実施し、良好な生活環境の保全に努めています。また、環境パトロールなどにより、不法投棄の防止に取り組んでいます。
- 人口増加や都市化の進展、交通量の増加などによって、身近な生活騒音や振動の発生が懸念されることから、適切な指導と啓発が必要です。

〈 基 本 方 針 〉

- 新たなまちづくりに合わせた良好な市街地景観の形成を促進し、美しく品格のあるまちを目指します。
- 美しい環境のなかで、だれもが快適に暮らせるよう、市民協働によるまちの美化を促進するとともに、水質や騒音、不法投棄などへの監視体制の強化に努めます。



市民一斉清掃

施策展開

1 良好な市街地景観の形成

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| 都市計画推進事業(再掲) | 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進捗管理。地区計画による優良な市街地環境の保持及び美観上の配慮を実施 | 計画交通課 |

2 まちの美化

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------|---|-----|
| 環境保全事業 | 地域による市内の道路・公園・河川などを対象とした市民一斉清掃の推進。管理されていない空き地内の除草について、土地所有者に対して指導。無秩序な土採取や埋立等事業を抑制するための条例に基づく技術的な指導 | 環境課 |
| 動物適正飼養啓発推進・狂犬病予防事業 | 動物の適正な飼養の啓発を促進するとともに、狂犬病の予防及びまん延の予防を推進 | 環境課 |

3 水質・騒音等の監視

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|--|-----|
| 水質・騒音・振動調査事業 | 市内主要河川の水質検査及び騒音規制法第18条の規定による自動車騒音の現地調査や面的解析などによる常時監視 | 環境課 |

4 不法投棄の未然防止

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------|--|-----|
| 不法投棄等監視体制強化事業 | 環境パトロールの実施と監視カメラなど監視システムの効果的な運用により、不法投棄の未然防止を図るとともに、野焼きなどに対する監視を強化 | 環境課 |

関連計画

- 京田辺市環境基本計画

〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】

Collaboration!

3 地球温暖化対策・循環型社会

〈 現 状 と 課 題 〉

- 「きょうたなべ環境市民パートナーシップ」との連携事業など、市民団体による環境活動が活発になっています。また、公共施設への太陽光発電の導入促進と、住宅用蓄電池と太陽光発電システムの同時設置による補助を行っています。
- 市民一人一日あたりのごみ排出量は減少傾向にあります。また市民ボランティア団体「京田辺エコパークかなび」との協働によるリユース事業が大きな効果をあげています。
- 地球温暖化をはじめ気候変動問題が深刻化しており、環境負荷を可能な限り少なくし、持続可能な社会を形成するために、さらなる取組みが求められています。
- 環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設が更新時期を迎えており、新たな施設の整備が喫緊の課題となっています。

〈 基 本 方 針 〉

- 市民、事業者、行政が相互に連携しながら、環境に配慮した省エネルギーへの取組みや再生可能エネルギーを活用して、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策の取組みを推進します。また、市民団体による環境保全活動を支援し、市民協働による環境施策を推進します。
- ごみの減量化・再資源化や適正な処理を推進するとともに、環境負荷が少ないごみ処理施設の整備を目指し、枚方市との可燃ごみ処理の広域化による取組みを進めます。



京田辺エコパークかなび

施策展開

1 温室効果ガスの排出削減

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------------|--|-----|
| エコオフィス推進事業 | 市自らが一事業所として率先して温室効果ガスの排出を削減 | 環境課 |
| 地球温暖化対策推進事業 【重点IV-2】 | 温室効果ガスの排出削減に向け、住宅用蓄電池・太陽光発電システム設置の補助、COOL CHOICE 普及啓発を図るなど、市民、事業者、行政が相互に連携しながら、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化を促進 | 環境課 |

2 ごみ減量化・再資源化・適正処理の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------------------|---|-----------|
| ごみ適正処理事業 | 一般廃棄物の適正処理、安全・安心、安定的な中間処理及び最終処分 | 清掃衛生課 |
| ごみ減量化推進事業 | ごみの減量化・再資源化に関する市民啓発、ごみ発生抑制のため、京田辺エコパークかんなびの活動推進、再生資源集団回収の推進など | 清掃衛生課 |
| 可燃ごみ広域処理施設整備事業 【重点IV-3,+1-6】 | 環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設に代わる環境負荷の少ない新たなごみ処理施設の整備 | ごみ広域処理推進課 |

3 市民協働による環境施策の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|---|-----|
| 環境保全活動支援事業 | 総合的な環境施策の推進を図るため、環境フェスタや参加・体験型イベントなど、市民団体が行う環境保全活動を支援 | 環境課 |

関連計画

- 京田辺市環境基本計画
- 京田辺市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- ごみ処理施設整備基本構想
- 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画

〈3〉

いきいき健康で
明るいまち

【健康】

〈3〉いきいき健康で明るいまち【健康】

1 健康づくり

〈 現 状 と 課 題 〉

- 本市では、「健やか」「幸せ」という言葉を組み合わせた「健幸」をテーマに、歩く健幸づくりや食育、健幸パスポート事業など、健康への意識啓発と健康管理を促進しています。また、疾病がある人も重症化を予防し健康寿命の延伸が図れるような取組みを進めています。
- 健康づくりや地域医療に対する市民のニーズは極めて高く、市民が生涯を心身ともに健康で暮らせる環境づくりと、市民一人ひとりが主体的に、すべてのライフステージにつながる健康づくりに取り組むことが求められています。
- 国内における自殺者数は年間3万人を超え深刻な状況が続いており、生きるための包括的な支援が必要となっています。

〈 基 本 方 針 〉

- 生涯を通じた健康づくりを基礎として、ライフステージごとに健康課題を明確にし、その解決に向けた疾病予防や早期発見、早期治療などができる健康管理を促進します。また、誰もが自殺に追い込まれないまちを実現するため「生きる支援」の取組みを進めます。
- 医療機関、事業所などの関係機関との連携を推進し、災害時にも対応できる地域医療体制の充実に努めます。
- 予防接種や感染症予防の正しい知識の普及啓発など、感染症対策を進めます。

I 施策展開

1 生涯を通じた健康づくりの推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------|--|--------|
| 健康づくり事業 | 歩く健幸づくり事業、こころの健康づくり事業、受動喫煙防止の推進、健幸パスポート事業など市民の積極的な健康づくりを支援するとともに、食生活改善推進員協議会と連携し、食育を推進 | 健康推進課 |
| 生きる支援推進事業 | “生きる”支援計画(自殺対策計画)に基づき、心身の健康づくり、地域や社会とのつながりづくり、孤立をさせない仕組みづくりなど、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと生活するための支援を推進 | 障がい福祉課 |

2 健康管理の促進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 成人保健事業 | 各種検(健)診、健康教育及び健康相談などの保健指導を通じて、生活習慣病の疾病予防や重症化予防を図ることで、市民の健康寿命の延伸、生活の質の向上 | 健康推進課 |
| 国民健康保険特定健康診査等事業 | 国民健康保険被保険者への特定健康診査、人間ドックの助成の実施及びデータ管理、重症化予防 | 国保医療課 |
| 後期高齢者健康診査事業 | 後期高齢者医療被保険者への高齢者健康診査の実施 | 国保医療課 |
| 後期高齢者医療人間ドック等助成事業 | 後期高齢者医療被保険者への人間ドックなどの助成 | 国保医療課 |

3 地域医療体制の充実

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 診療所運営事業 | 休日応急診療所を開設し、休日における市民の初期救急医療を実施 | 健康推進課 |
| 医師会等との連携事業 | 健康づくりや健康管理など市民の健康の保持・増進を図るため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携。また、災害時の医療救護活動など協力体制を強化 | 健康推進課 |

4 感染症対策の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------|--|-------|
| 感染症対策事業 | 感染症のまん延及び重症化予防のため、予防接種事業を実施。また、エイズなど感染症の正しい知識の普及啓発、新型インフルエンザ対策など感染症対策の充実 | 健康推進課 |

1 関連計画

- 京田辺市健康増進計画・食育推進計画
- 京田辺市健康増進計画・食育推進計画中間評価報告書
- 京田辺市“生きる”支援計画(自殺対策計画)



食生活改善推進員の活動

〈3〉いきいき健康で明るいまち【健康】

2 地域福祉

〈 現 状 と 課 題 〉

- これまで、きめ細かい福祉サービスの提供や施設整備などを進め、福祉の充実に取り組んできました。
- 各地区民生児童委員協議会との連携により、地域の見守り事業などの強化に取り組んでいます。
- 地域ごとの関係機関の連絡体制の構築とボランティアを含めたネットワーク体制づくりが必要です。
- 中核となる社会福祉協議会と連携して、地域におけるボランティア団体の育成支援と、市民のボランティア参加の促進に向けた環境づくりに取り組むことが必要です。

〈 基 本 方 針 〉

- 地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴を生かしながら協力し合う仕組みを構築し、地域ぐるみの福祉のまちづくりを推進します。
- 民生委員・児童委員の活動強化に取り組むなど、地域福祉活動の推進体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動拠点の充実に努めます。



民生委員・児童委員による子育てサロン

施策展開

1 地域ぐるみの福祉のまちづくり

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|--|-------|
| 地域福祉活動支援事業 | 地域の高齢者、障がいのある人、子どもなどの見守りと生活支援を行うため、地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴を生かしながら協力し合うネットワーク（絆ネット）を構築し、地域全体で見守り活動などを支援。社会福祉協議会へ委託 | 社会福祉課 |

2 地域福祉の推進体制の充実

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| 民生委員・児童委員及び民生児童委員協議会事業 | 民生委員・児童委員の活動を強化する目的で、各地区に単位民生児童委員協議会があるほか、市全体の取りまとめ機関として市民生児童委員協議会があり、これらへの活動支援及び委員の資質向上に向けた研修の実施 | 社会福祉課 |
| 社会福祉協議会の運営支援事業 | 地域福祉増進のため、地域に根ざした活動を展開している京田辺市社会福祉協議会の活動への支援 | 社会福祉課 |

3 地域福祉活動拠点の充実

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 地域福祉活動の拠点づくり事業 | 福祉関係団体やボランティア団体などの地域福祉活動の拠点として市社会福祉センターを管理。同センターの管理運営については、京田辺市社会福祉協議会を指定管理者として運営 | 社会福祉課 |

関連計画

- 京田辺市地域福祉計画

〈3〉いきいき健康で明るいまち【健康】

3 高齢者福祉

〈 現 状 と 課 題 〉

- 本市の高齢化率は、全国や京都府に比べ低いものの、すでに24%を超え超高齢社会に入っており、高齢者の一人暮らし世帯や、高齢夫婦世帯、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあります。
- 高齢者の認知症患者数有病率の将来推計によると、認知症患者は令和2年には高齢者の6人に1人になると推計されています。
- 高齢者が生涯を不安なく、生きがいを持って住み続けることができる地域社会を形成するために、高齢者を地域全体で支えていく仕組みづくりが必要です。
- 高齢者が社会の一員として、生活を楽しみ、生きがいを持って、地域社会に貢献できる環境づくりが求められています。

〈 基 本 方 針 〉

- 高齢者の生活支援と介護予防を推進し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- 地域包括ケアシステムを充実させるため、医療、介護、福祉の関係機関の連携を進めるなど、高齢者などに対する包括的な支援を推進します。
- 高齢者の健康維持、社会参加の促進、生きがいづくりに向けた取組みを進めます。

I 施策展開

1 高齢者の生活支援と介護予防の推進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------|--|--------|
| 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 | すべての高齢者を対象にした介護予防に関する正しい知識の啓発のための介護予防事業。地域の実情に応じて多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する生活支援サービスを実施 | 高齢者支援課 |
| 高齢者在宅生活支援事業 | 高齢者生活支援ヘルパー派遣、手すりの設置、段差解消などの居住設備改善補助、緊急通報装置・福祉電話の設置、電磁調理器などの日常生活用具の給付、給食サービス事業、ふとん丸洗い事業などを実施する社会福祉協議会への補助、在宅医療・介護の連携 | 高齢者支援課 |

2 高齢者等に対する包括的な支援

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------|--|--------|
| 認知症施策推進事業 【重点Ⅲ-4】 | 認知症となっても地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症初期集中支援チームを設置するなど、当事者と家族に対して支援を行うとともに、認知症サポーターの養成など、地域や職域で認知症への理解を深めるための啓発活動を推進 | 高齢者支援課 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 地域包括支援センターを運営し、総合相談業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントなどを推進 | 高齢者支援課 |
| 生活支援体制整備事業 | 協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行い、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実と強化、高齢者の社会参加を推進 | 高齢者支援課 |
| 高齢者見守り事業 | 喜寿、米寿、白寿、紀寿を迎える人に対し、誕生日月に訪問をして祝金(紀寿は祝品も)の贈呈を行い、併せて生活状況などの聞き取り調査を行い実態を把握 | 高齢者支援課 |

3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------------------------|--|--------|
| 高齢者いきいきポイント事業 【重点Ⅲ-4】 | 高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図るとともに、地域におけるボランティア活動を奨励、推進するため、ボランティア活動に対して奨励金を交付 | 高齢者支援課 |
| 高齢者の身近な居場所づくり支援事業 【重点Ⅲ-4】 | 歩いて通える範囲において高齢者が集うことができるような居場所づくりを支援 | 高齢者支援課 |
| 老人福祉センター等運営事業 | 高齢者に憩いの場、交流の場として、安心・快適な環境を提供して高齢者の社会参加機会を充実 | 高齢者支援課 |
| 老人クラブ助成事業 | 高齢者の地域での社会奉仕活動や友愛訪問活動などの老人クラブ活動の支援を行うため、老人クラブ連合会及び地域の単位老人クラブに助成を行い、組織の育成を推進 | 高齢者支援課 |
| シルバー人材センター助成事業 | 高齢者福祉の増進などのため、シルバー人材センターが実施する高齢者能力活用事業に要する経費の一部を補助 | 高齢者支援課 |

1 関連計画

- 京田辺市高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画)



元気いきいき体操

〈3〉いきいき健康で明るいまち【健康】

4 障がい者福祉

〈現状と課題〉

- 平成28年(2016)に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自ら望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実と障がいのある児童に対する支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するよう求められています。
- 地域における生活の維持・継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、相談支援の質の向上が求められています。

〈基本方針〉

- 障がい者(児)の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解と協力のもとで受けることができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。また、障がい者団体の育成、支援を進めます。



就労事業所などの製品

施策展開

1 障がい者福祉サービスの充実

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------------------|--|--------|
| 自立支援給付事業 | 障がいのある人の自立支援と福祉の向上を図るため、障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)に基づき介護給付費、訓練等給付費、補装具費、自立支援医療費などを支給 | 障がい福祉課 |
| 地域生活支援事業(障がい者福祉サービス) 【重点Ⅲ-2】 | 障がいのある人の地域での自立を支援するため、障がいの種別に応じて様々なサービスを提供(相談支援事業、日常生活用具給付事業など)。障がいのある人の生活を地域社会全体で支えるサービス提供体制の構築 | 障がい福祉課 |
| 特別障害者手当等給付事業 | 精神又は身体に重度の障がいのある児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障がいのある人に特別障害者手当を支給 | 障がい福祉課 |
| 障害児通所給付事業 | 障がいのある児童に対する支援や自立の促進などを図るため、児童福祉法に基づき障害児通所給付費、障害児相談支援給付費などを支給 | 障がい福祉課 |

2 障がいのある人の社会参加の促進

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------------|--|--------|
| 地域生活支援事業(社会参加促進) | 障がいのある人の地域での社会参加や就労を支援するため、意思疎通支援、手話奉仕員等養成、移動支援、地域活動支援センター、わんすてっぷ雇用など、障がいの種別に応じて様々なサービスを提供 | 障がい福祉課 |
| 障害者権利擁護推進事業 | 障がいのある人の尊厳を守り、障がいのある人の自立及び社会参加を促進するため、虐待防止センター事業、成年後見制度利用支援事業など、権利擁護に対する必要な援助を実施 | 障がい福祉課 |

3 障がい者団体の育成と支援

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------|---------------------------------------|--------|
| 障がい者団体活動等支援事業 | 障がい者団体の活動を支援することにより、障がい者団体の自立へとつなげるもの | 障がい福祉課 |

関連計画

- 京田辺市障害者基本計画
- 京田辺市障害福祉計画
- 京田辺市障害児福祉計画

〈3〉いきいき健康で明るいまち【健康】

5 社会保障

〈現状と課題〉

- 少子高齢化、家族のあり方や雇用環境の変化など社会構造の変化により、市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる社会保障の役割は、ますます重要になっています。
- 今後も持続可能な社会保障制度の確立のため制度改正などが予測されることから、適切に対応することが必要です。
- 生活困窮者への相談体制の強化を図るとともに、生活保護に至る前の支援の充実が必要です。

〈基本方針〉

- 市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金などの制度に対する周知と啓発を進め、制度の健全で適正な運営を推進します。また、生活困窮者への自立支援を推進します。

I 施策展開

1 介護保険

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------|---|-------|
| 介護保険運営事務 | 介護保険事業の安定的、継続的な運営のための、保険料徴収、介護認定、計画作成、保険給付その他介護保険に関する事務 | 介護保険課 |

2 国民健康保険

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------|--|-------|
| 国民健康保険事務 | 国民健康保険税の賦課徴収、口座振替の促進、未納世帯への督促状の送付、京都地方税機構との連携、短期証の発行、広報などによる納付勧奨、後発医薬品利用推進など | 国保医療課 |

3 後期高齢者医療制度

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------|-------------------------------------|-------|
| 後期高齢者医療事務 | 広域連合との連携による保険料の賦課徴収、窓口業務、制度の周知と啓発など | 国保医療課 |

4 国民年金

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------|---|-------|
| 国民年金事務 | 国民年金加入者に対し、老齢年金の受給権を確保し、安定した将来生活を保障するため、保険料納付の大切さを理解してもらい、着実な納付に結びつけるよう、窓口での勧奨や広報による周知を推進 | 市民年金課 |

5 医療費等助成

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------|-----------------------------------|-------|
| 老人医療費助成事業 | 65歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人への医療費窓口負担の助成 | 国保医療課 |
| 重度心身障害者・ひとり親家庭医療費助成事業 | 重度心身障がい児(者)やひとり親家庭への医療費自己負担額の助成 | 国保医療課 |
| 重度心身障害老人健康管理事業 | 重度障がいのある後期高齢者への医療費自己負担額の助成 | 国保医療課 |
| 高齢者はり・きゅう・マッサージ助成事業 | 65歳以上の人へのはり、きゅう、マッサージの施術費助成 | 国保医療課 |

6 生活困窮者の自立支援

| 主要事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 生活保護事業 | 失業などによる収入の減少や疾病などにより就業できないなど、生活困窮となった人に対し、最低生活の保障と自立の助長を目的として、生活保護法に基づき保護を実施、健康管理支援チームによる被保護者の自立を推進 | 社会福祉課 |
| 自立促進総合対策事業 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に係る自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、子どもに対する学習支援、生活困窮者貸付事業、その他の生活困窮者の自立を支援 | 社会福祉課 |

関連計画

- 京田辺市国民健康保険データヘルス計画
- 京田辺市高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画)



一休さんウォーク